

○筑北村移住サポート住宅の設置及び管理規則

令和7年1月22日規則第1号

筑北村移住サポート住宅の設置及び管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、筑北村移住サポート住宅の設置及び管理に関する条例(令和7年筑北村条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申込み)

第2条 筑北村移住サポート住宅(以下「サポート住宅」という。)の利用に際して、条例第7条の規定による許可を受けようとする者は、利用を開始する日の3か月前から14日前までに筑北村移住サポート住宅利用許可申込書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の筑北村移住サポート住宅利用許可申込書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用者の身分証明書の写し
- (2) 「空き家バンク」利用申込書 ただし、おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターン参加者を除く。
- (3) その他村長が必要と認める書類

(利用許可通知)

第3条 村長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、筑北村移住サポート住宅利用許可通知書(様式第2号)を利用者に交付するものとする。

(利用許可取消通知)

第4条 村長は、条例第10条に該当する事例があったと認めたときは、第3条の規定による利用許可を取消することができる。この場合において、村長は筑北村移住サポート住宅利用許可取消通知書(様式第3号)により当該利用者に対し通知する。

(利用者の管理義務)

第5条 利用者は、条例第13条に係る事例が発生した場合、筑北村移住サポート住宅滅失(毀損)等報告書(様式第4号)により、速やかにその状況を村長に報告しなければならない。

(利用報告)

第6条 サポート住宅の利用者は、条例第16条の報告をする際、筑北村移住サポート住宅利用報告書(様式第5号)に必要事項を記載し、村長に提出するものとする。

(明渡し)

第7条 利用者は利用期間が終了したとき、又は利用許可が取り消されたときは、直ちに、サポート住宅及びその敷地を明渡さなければならない。この場合において、当該

利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該サポート住宅及びその敷地を原状回復しなければならない。この際、原状回復の内容及び方法について、村と協議するものとする。

- 2 利用者は、明渡しをするときは、明渡し日時を事前に村長に申し出なければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。